

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和八年一月十六日

奈良県知事 山 下 真

一 許可番号

令和七年四月二十八日奈良県指令建第一一四一一五八号

令和七年十月二十九日奈良県指令建第一一四一一五八一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年一月七日建第一〇五四〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年一月七日建第六〇四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市上町三四〇八番、三四〇九番、三四一四番の一部、三四一四番三の一部、三四一四番四、三四一四番六、三四一五番一の一部、三四二四番三、三四二五番三、三四二六番一の一部、三四二六番三、三四二七番、三四二八番、三四二九番一、三四二九番二、三四二九番三、三四二九番四、三四三〇番、三四三一番、三四三二番一、三四三五番一、三四三六番一、三四五七番一、三四五九番一、三四五六番一、三四六一番、三四六二番、三四六三番、三四六四番一、三四六四番二、三四六五番、三四七〇番、三四八七番、三四八八番、三四八九番、三四九〇番、三四九一番、三四九二番、三四九三番、三四九四番一、三四九六番、三四九七番一、三四九九番一、三五〇〇番、三五〇一番一、三五〇四番一、三五一八番二、三五一九番一及び三五九二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市城南区荒江一丁目二八番一八号

興永産業株式会社 代表取締役 津田拓

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市上町三四二七番、三四三一番、三四三二番一、三四六一番、三四六二番、三四九三番、三四九四番一、三四九六番、三四九七番一及び三五九二番の各一部
緑地 生駒市上町三四〇八番、三四二四番三、三四二七番、三四二九番三、三四三

○番、三四三一番、三四三二番一、三四三五番一、三四六一番及び三四九四番一の各一部

水路 生駒市上町三四一四番、三四一四番四、三四一五番一、三四一七番、三四二一九番一、三四二九番三及び三四九三番の各一部